



動物愛護管理法：基本指針について

動物のために人が使う動物の法令

平成17年6月に一部改正された動物の愛護及び管理に関する法律に、それまでなかった「基本指針」を定めることが決まりました。

環境大臣は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針を定めなければならない、というものです。

そして、都道府県は、基本指針に即して、当該都道府県の区域における動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための、動物愛護管理推進計画を定めなくてはならなくなりました。

都道府県がこの計画を決めるか変えるときには、関係市町村の意見を聴かなくてはならないことも決められました。

意見を聴かれる市町村は、この法律の執行所管を決めないと意見も言えないこととなります。

「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」は平成18年10月に作られ、原則として平成20年からの10年間を計画期間にしています。

今までは、地域ねこについて役所に問い合わせたとき、電話を受けたそれなりの職員から、やはりそれなりに対応されることも多くありました。

基本指針には施策別の取組として10項目を掲げて、各項目毎の現状と課題と、講ずべき施策の具体的な手引きを決めています。

動物による危害や迷惑問題の防止の項目の講ずべき施策には、所有者のいないねこの適正管理の在り方やその他のさまざまなことからを検討して、ガイドラインを作ることとされています。また、人材育成の項目には、行政の担当者に対しての、専門的な技術や知識の習得が決められました。

これからは、役所の電話対応窓口担当の職員の、それなりの考えではいけなくなり、専門的な職員がガイドラインにそった行政指導を行わなければならなくなります。

基本指針を動物たちのために、人々が上手に使いはじめるとき、役所の担当官も専門的な知識や技術を身に付け易くなります。





動物のために人が使う動物の法令

野良ねこの飼い主と、餌やりについて

「野良ねこに餌を与えているあなたがみなし飼い主です。」などと、決めつけて聞かされることがあります。

人を殺す恐れのある狂犬病から人を守る目的で、所定の月齢を過ぎた日本中のすべての犬は登録されることになっています。原則として所有者や占有者 = 飼い主のいない犬はいいないことになっています。

ねこは人を殺すなどの危険性もないので、法令でねこの登録制度を決めるための合理的な理由もありません。そのため、多くの飼い主のいないねこが生息し、野良ねこと呼ばれます。

犬は人に従う使役動物になり易い本能や習性を持ちますが、ねこは逆にきままな単独行動を好む生態を持っています。

道ばたに汚れたプラチナ台のダイヤの指輪が落ちていたので、その場で綺麗に磨いても「あなたの貴金属です。持ち帰りなさい。」とは決めつけて言われません。

ダイヤには万人の求める資産価値がありませんから、所有権利者も決まっています。

人の近くに棲むねこは、飼い主がいてもいなくても法令上の愛護動物ですから、駆除はできません。

動物愛護法に飼い主のいない野良ねこへの餌やりを禁止する項目も、野良ねこに餌をやらなければいけないという定めもありません。

飼い主が給餌や給水をやめて衰弱させる虐待は、衰弱虐待を行った飼い主に上限50万円の罰金刑です。

野良ねこや地域ねこ対策のねこには原則として飼い主もいませんから、この罰則の対象者もいません。

しかし、野良ねこや地域ねこ対策のねこを自分の所有物として飼い主の表明をするときは、この罰則を科せられる恐れもありますが、同時に飼い主としての責任を問われることになります。

衰弱虐待犯罪はねこの飼い主の不作为に係る犯罪です。

ねこに所有者や占有者 = 飼い主がいるいないに係わらず、ねこへの行為者が処罰される罰則が、懲役刑のある殺傷犯罪と、上限50万円の罰金刑のある遺棄（捨てねこ）犯罪です。

動物愛護法の基本原則には、動物がいのちあるものであることに照らし合わせて、人と共に生きることに、人々が心配りするように決められています。

動物愛護法には誰かが誰かを野良ねこの飼い主であることを名指す目的の定義も、餌やり禁止の定めもありません。

人の基本的な権利などの視野からは、動物がいのちあるものであるかと思えば、餌を与えたりそのほかの何かを思っで行う人々も又、他の人々との共存に心配りしながら、その人々の行為も保護されるべきだ、という考えも生まれています。

基本指針の項目「動物の愛護及び管理の基本的考え方（動物の管理）」から一部を抜き出すと次のように書かれています。『...また、所有者がいない動物に対する恣意的な餌やり等の行為のように、その行為がもたらす結果についての管理が適切に行われないうちは、動物による害の増加やみだりな繁殖等、動物の愛護及び管理上好ましくない事態を引き起こす場合があることについても十分に留意する必要があります。』

つまり、「その行為がもたらす結果についての管理」とは、餌やり行為の禁止ではなく、餌やりを行った結果の管理です。

行政の立場からもまた歴史的な体験からも、餌やり禁止を有効な手段としていません。

餌をやることによって起こってしまうかも知れない、野良ねこの繁殖力の増強や、周辺環境の保全障害を起さない対策が強く求められ、地域ねこ対策が進められています。

